アフターサービスについてご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア

ൽ.0120-876-126

サービス内容

- ①基準価額のご照会
- ②ご契約内容の変更のお手続き
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④ご契約内容についてのご質問・お問合わせ

営業時間:月曜日~金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00~17:00



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。 掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ

URL http://www.d-frontier-life.co.ip/

第一フロンティア生命 / 第一生命のご案内



第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です

第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの 募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポート する保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア 生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質 の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることを 目指しています。



ー生羅のバートナー 第一生命について

第一生命第一生命は、明治35年(1902年)に設立以来、100年を超える 歴史のなかで、一貫して経営理念である「ご契約者第一主義」 の実現を目指してきました。「社会からの高い信頼を確保し、 その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、 商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想 を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生涯のパートナーで あることを追求しています。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別 勘定のしおり」などを必ずご確認ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) | 「ご契約のしおり・約款 | ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明 しています。必ずあわせてご一読の上、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に 成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。 担当者(生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先「第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)」までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- ●生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- ●保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命 保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、ご契約時に お約束した基本保険金額、年金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。(保護機構については、「ご契約のしおり」をご参照ください。) 詳細については、生命保険契約者保護機構 [TEL 03-3286-2820・ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/] までお問い合わせください。
- ●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなり ません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- ●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- ●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付し ますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- ●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエア X棟15階 電話(03)6863-6211(大代表)

第一フロンティア生命

お客さまサービスセンター 00.0120-876-126 営業時間:月曜日~金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く) 9:00~17:00 ◎第一フロンティア生命ホームページ http://www.d-frontier-life.co.jp/

'09年4月改訂版

(登)C20F0252(H21.2.18) 商品F0504-03 '09年3月作成 リ

[引受保険会社]



第一フロンティア生命の変額個人年金保険

プレミアクルーズ

年金原資保証型変額個人年金保険



これらの商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)です。

コスト重視のプレミアクルーズ、機能重視のプレミアステップ。 いずれも、年金原資が最低保証される、安心感のある年金保険です。



商品パンフレット

09年4月改訂版

いずれも、年金原資が最低保証される、安心感のある年金保険です。



「プレミアクルーズ(年金原資保証型変額個人年金保険)」と「プレミアステップ (年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険) は、最低保証のしくみや ご負担いただく費用などが異なる商品ですので、ご契約後に他方の契約内容に変更 で注意 ご負担いただく費用などが異なる商品ですので、こ契約後に他力の契約内容に変更ください することは一切できません。ご契約前にこのパンフレットや「契約締結前交付書面(契 約概要/注意喚起情報) | などで十分にご確認いただきますようお願いいたします。

プレミアクルーズ 年金原資保証型変額個人年金保険 コスト重視 シンプルで分かりやすい最低保証のしくみ 年金原資額と死亡給付金額について、運用実績にかかわらず、基本保険金額の100%を最低保証します。 (運用期間10年の場合) <運用期間10年の場合のしくみ図> ケース(1) 積立金額が基本保険金額を上回った場合 積立金額が基本保険金額を下回った場合 基本保険金額 特別勘定繰 ケース①の年金原 ケース②の年金原資額 死亡給付金額 額 契約日 運用期間満了 運用期間10年 *上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。 <特別勘定>資産別の基本配分割合 外国株式 5% 外国不動産投信 10% 6資産に分散投資 国内株式

プレミアステップ

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険

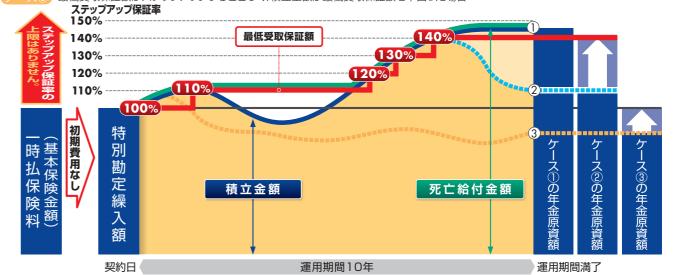
運用実績に応じて最低保証がステップアップするしくみ

年金原資額と死亡給付金額について、運用実績に応じて、基本保険金額の100%または110%以上の10% ごとの率を最低保証します。(運用期間10年の場合)

<運用期間10年の場合のしくみ図>

最低受取保証額が140%までステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を上回った場合 最低受取保証額が140%までステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合

最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。 *運用実績が思わしくなかった場合、最低受取保証額は、基本保険金額の100%の金額のまま、一度もステップアップしないことがあります。





8資産に分散投資

世界の主要国の「債券・株式・不動産投信」に加えて、 近年成長してきた新興国の「株式・債券」に分散投資

↑ で注意ください ご負担いただく費用(各商品ごとに運用期間中にご負担いただく費用が異なりま す)

プレミアクルーズ ►P15

外国債券(為替ヘッジなし) 10%・

	項 目	金額
運用期間中	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して年率1.95%
建 用粉间中	資産運用関係費	信託報酬は投資信託の資産総額に応じて年率0.2625%(税込)を上限
解約の場合※	解約控除	基本保険金額に経過年数別の解約控除率(7.0%~0.7%)を乗じた額
年金受取期間中	保険契約関係費(年金管理費)	受取年金額に対して1.0%

※契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額の場合

世界の主要国の「債券・株式・不動産投信」に分散投資

プレミアステップ ► P15

	項目	金額
運用期間中	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して年率2.73%
建用粉间中	資産運用関係費	信託報酬は投資信託の資産総額に対して年率0.2625%(税込)
解約の場合※	解約控除	基本保険金額に経過年数別の解約控除率(7.0%~0.7%)を乗じた額
年金受取期間中	保険契約関係費(年金管理費)	受取年金額に対して1.0%

※契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額の場合

▲ で注意ください 主な投資リスクおよび解約・減額する場合のリスク ► P5・9・16

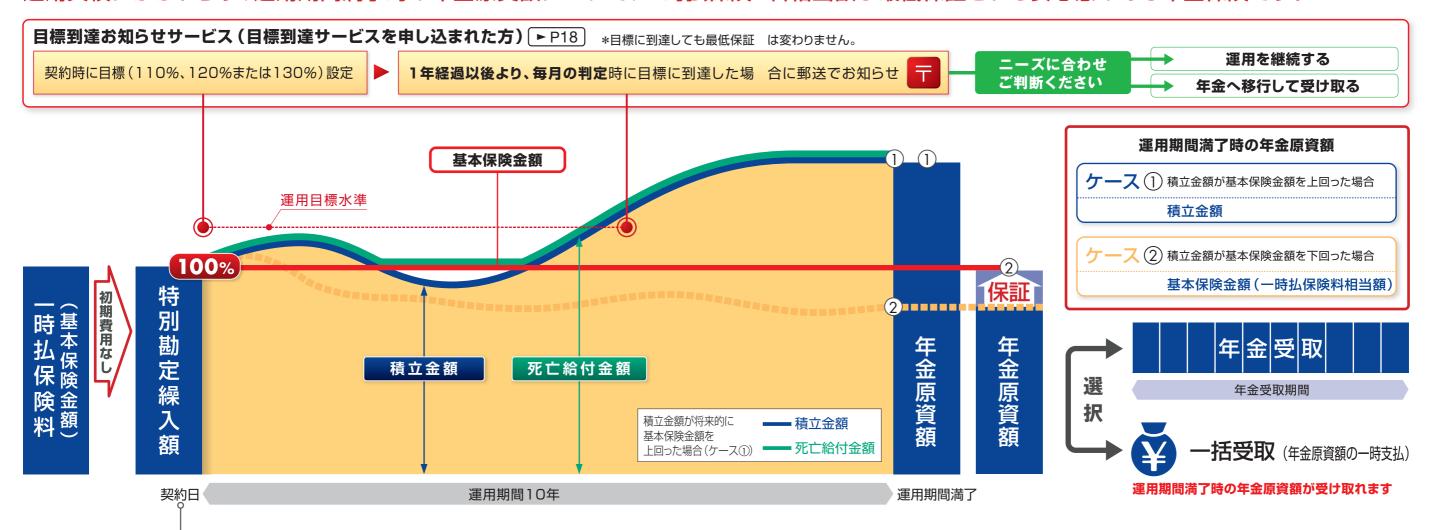
15%

45%

この保険は、国内外の株式・債券や外国不動産投信などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながり、ます。運用期間中に解約・減額された場合の<mark>解約返還金額には最低保証がありませんので、一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれ</mark>が あります。年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

コスト重視 プレミアクルーズ しくみと特徴 (運用期間10年の場合。10年を超え る運用期間を) で検討の方は、あわせてP13をご覧 ください。

運用実績にかかわらず、運用期間満了時の年金原資額について、一時払保険料相当額が最低保証される安心感のある年金保険です。



「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払 保険料を特別勘定に繰り入れます。

特徴1

初期費用のご負担はありません。

初期費用の負担がないので、一時払保険料の全額を特別勘定 で運用できます。

特徴 2

世界の6資産に分散 投資します。

特別勘定は、世界の6資産に分 散投資するバランスファンド での運用となります。「世界 への分散投資」「債券・株式・ 不動産への分散投資」の特徴を持ち、ふやす楽しみがあり ます。

特徴3

年金原資額と死亡給付金額には100%の 最低保証があります。

年金原資額

死亡給付金額

基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証され ます。

♪ で注意ください ご負担いただく主な費用 トP15

運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率1.95%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託 の資産総額に応じて年率0.2625%を上限)をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に 対して1.0%)をご負担いただきます。また、契約日から10年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

▲ で注意ください 主な投資リスクおよび解約・減額する場合のリスク ► P5・16

この保険は、国内外の株式・債券や外国不動産投信などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減に つながります。運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証がありませんので、一時払保険料相当額を下回り、損失が 生じるおそれがあります。年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

^{*}上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

コスト重視 プレミアクルーズ 特別勘定の特徴

世界の6資産に投資し、世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。

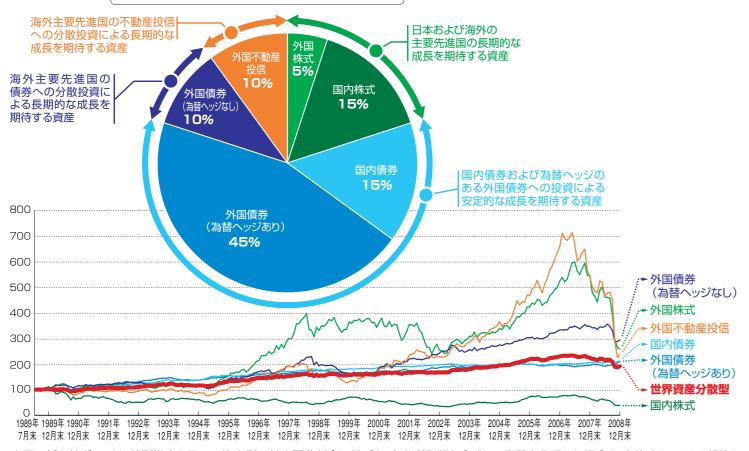
特別勘定名称:世界資産分散型

「収益性」と「安定性」を追求するため、「世界への分散投資」と「債券・株式・不動産への分散投資」を行うグローバルなバランス ファンドをご用意しました。なお、各資産ごとの運用は、それぞれのベンチマークに連動することを目的としたパッシブ運用を行います。

世界資産分散型と同じ割合での運用シミュレーション

(保険契約関係費・資産運用関係費控除前)

世界資産分散型の資産別基本配分割合



上記の折れ線グラフは、特別勘定と同一の資産別の基本配分割合に基づき、各参考指数を合成して指数を作成した場合と、各資産に100%投資し た場合の値動きを1989年7月末を100として2008年12月末まで運用したと仮定し、第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。 *外国不動産投信の指数は1989年7月より公表が始められたため、それ以降のシミュレーションとしています。

投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	運用会社	DIAMアセットマネジメント株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に応じて、年率0.2625%(税抜0.25%)を上限として、年率の1/365を毎日控除します。 ► P15	投資方針	国内外の株式および公社債、海外の不動産投資信託を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

▲ ニ注意ください 特別勘定とその投資リスクについて

- ○この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分 して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- う特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産 運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属するこ ととなります。主な投資リスクについては、P16をご覧ください。
- ○特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価 証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。
- ○特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

《投資信託の運用会社》 DIAMアセットマネジメント株式会社

DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。 運用力の強化、グローバルな分散投資を図るため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポールに有しているほか、香港駐在事務所を開設 するなど、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

【参考指数】国内株式:東証株価指数(TOPIX、配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国株式:MSCIコクサイインデックス(円ベース、配当込み)、外国債 券 (為替ヘッジあり):シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円ヘッジ・円ベース)、外国債券 (為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデック ス(除く日本、円ベース)、外国不動産投信:S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み・円ベース)

【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベース EnCorr®を使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright©2009 Ibbotson Associates, Inc. MSCI コクサイインデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

分散投資の効果 ~パフォーマンスの良い資産は毎年入れ替わります~

6種類の資産に投資することにより、分散投資の効果を高めた運用を行います。

参考2 6資産の収益率順位

下記の表は、各資産ごとの年間収益率(各年1月~12月末)を計算し、6資産中での順位を表したものです。

		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
6	第1位	国内株式	外国不動産投信	外国不動産投信	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国不動産投信	外国不動産投信	国内株式	外国不動産投信	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジあり)
資産	第2位	外国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内株式	国内株式	外国不動産投信	外国株式	外国株式	国内債券
中の	第3位	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内債券	国内債券	外国株式	外国株式	外国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内債券	外国債券 (為替ヘッジなし)
収益	第4位	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国不動産投信	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内株式
率順	第5位	外国不動産投信	外国株式	外国株式	国内株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内債券	国内株式	外国株式
位	第6位	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内株式	国内株式	外国株式	国内債券	国内債券	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国不動産投信	外国不動産投信

*各参考指数に基づき第一フロンティア生命で計算

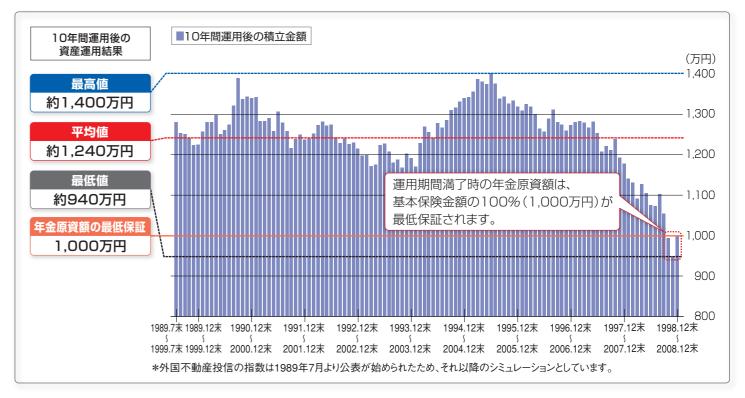
年金原資額を最低保証しつつ、収益性と安定性を追求

基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%を最低保証しつつ、運用実績によっては上乗せ額を含めた運用成 果をお受け取りいただけます。

参考3 運用期間10年での資産運用結果のシミュレーション

(保険契約関係費·資産運用関係費控除後、課税前)

下記のグラフは、分散投資の例として、保険料1.000万円を特別勘定と同一の資産別の基本配分割合により、1989年7月から1998年 12月までの各月末に運用開始し、毎月末に基本配分割合に戻した前提で、それぞれ10年間運用したと仮定した場合を第一フロンティア 生命でシミュレーションしたものです。



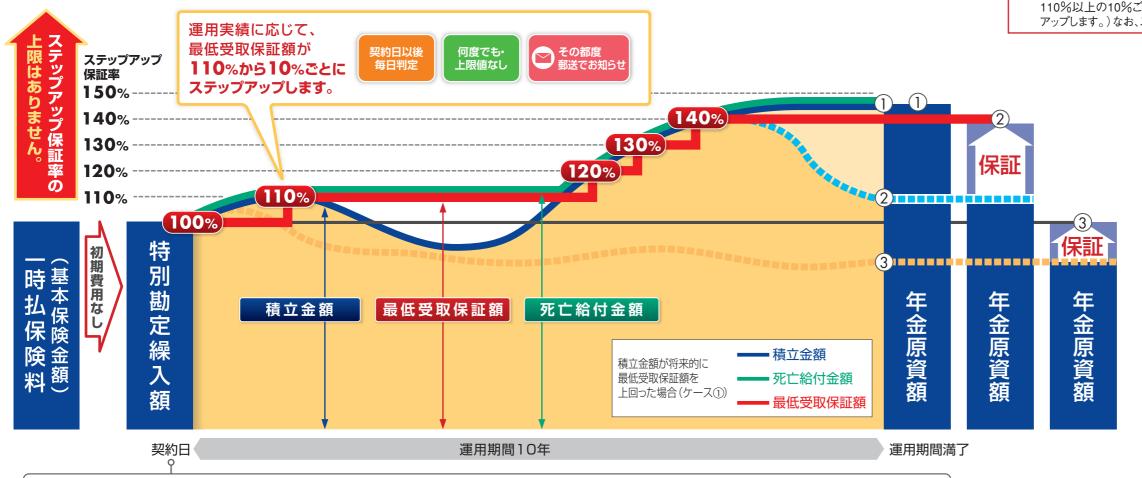
ご注意

参考1および参考3は過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し 検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではなく、また将来の運用成果を示唆ある いは保証するものではありません。

プレミアステップ しくみと特徴 (運用期間10年の場合。10年を超え る運用期間を) で検討の方は、あわせてP14をご覧 ください。

年金原資額が最低保証される確かな安心に、

その最低保証がステップアップする楽しみをプラスした年金保険です。



「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払 保険料を特別勘定に繰り入れます。

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

特徴1

初期費用の負担がなく、世界の 8資産に分散投資します。

特別勘定は、新興国の株式・債券なども含め 世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投 資の効果も高め、長期的な資産の成長を目 指します。

特徴2

年金原資額と死亡給付金額には 100%の最低保証があります。

年金原資額

死亡給付金額

基本保険金額(一時払保険料相当額)の 100%が最低保証されます。

特徴3

最低保証がステップアップし、 一度上がったら下がりません。

最低受取保証額

基本保険金額に対する積立金額の割合が 一定率に到達すると、最低受取保証額がステ ップアップします。しかも、ステップアップ保 証率は契約日以後から毎日判定します。

最低受取保証額のステップアップについて

- ■このパンフレットでの用語について
- ○最低受取保証額(運用実績連動保証金額)
- ・死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時 払保険料相当額)にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
- ○ステップアップ保証率(運用実績連動保証率)
 - ・保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、 110%以上の10%ごとの率に到達するごとにその10%ごとの率に引き上がります。(ステップ アップします。) なお、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

運用期間満了時の年金原資額

ケース (1) 積立金額が最低受取保証額を上回った場合

積立金額

最低受取保証額がステップアップした後、 積立金額が最低受取保証額を下回った場合

最低受取保証額

最低受取保証額がステップアップすることなく、 積立金額が最低受取保証額を下回った場合

基本保険金額(一時払保険料相当額)

選 択

年金受取期間



·**括受取** (年金原資額の一時支払)

運用期間満了時の年金原資額が受け取れます

特徴4

ステップアップの回数には 上限がありません。

ステップアップ保証率には上限がありません。 運用実績によっては、何度でもステップ アップする可能性があります。

♪ で注意ください ご負担いただく主な費用 P15

運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.73%)、 および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対し て、年率0.2625%)をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費 (年金管理費)(受取年金額に対して1.0%)をご負担いただきます。また、契約日から 10年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

▲ で注意ください 主な投資リスクおよ び解約・減額する場合のリスク ► P9・16

この保険は、国内外の株式・債券や外国不動産投信な どで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約 返還金額などの増減につながります。運用期間中に解 約・減額された場合の解約返還金額には最低保証がありま せんので、一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。年金原資額が保証されるのは運用期間 満了時のみとなります。

▲ で注意ください ステップアップしないことがあります

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、 保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。 この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保 険料相当額)を下回ることはありません。

プレミアステップ 特別勘定の特徴

世界の8資産に投資し、世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。

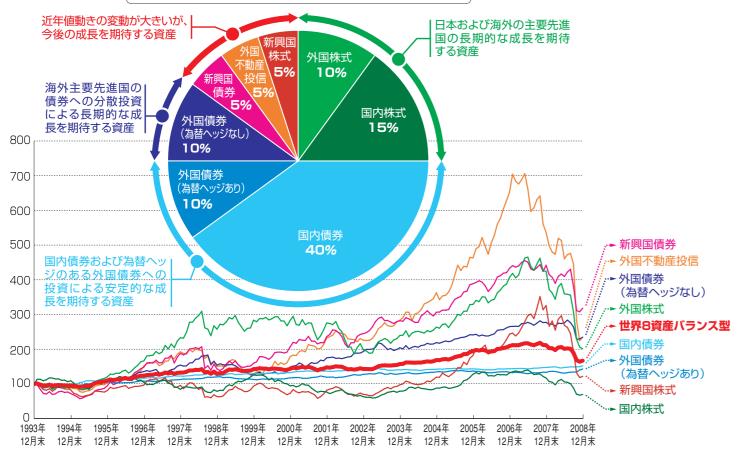
特別勘定名称:世界8資産バランス型

近年成長してきた新興国の株式・債券なども含めた、世界中の幅広い収益機会を捉えた運用を行います。なお、各資産 ごとの運用は、それぞれのベンチマークに連動するまたは動きを概ね捉えることを目的としたパッシブ運用を行います。

世界8資産バランス型と同じ割合での運用シミュレーション

(保険契約関係費・資産運用関係費控除前)

世界8資産バランス型の資産別基本配分割合



上記の折れ線グラフは、特別勘定と同一の資産別の基本配分割合に基づき、各参考指数を合成して指数を作成した場合と、各資産に100%投資し た場合の値動きを1993年12月末を100として2008年12月末まで運用したと仮定し、第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。

*新興国債券の指数は1994年より公表が始められたため、それ以降のシミュレーションとしています。

投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	運用会社	DIAMアセットマネジメント株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、年率0.2625%(税抜0.25%)の1/365を毎日控除します。 ► P15	投資方針	国内外の株式および公社債、海外の不動産投資信託を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

★ ご注意ください 特別勘定とその投資リスクについて

- ○この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分 して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- ○特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産 運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属するこ ととなります。主な投資リスクについては、P16をご覧ください。
- ○特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価 証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。
- ○特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

《投資信託の運用会社》 DIAMアセットマネジメント株式会社

DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。 運用力の強化、グローバルな分散投資を図るため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポールに有しているほか、香港駐在事務所を開設 するなど、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

【参考指数】国内株式:東証株価指数(TOPIX、配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国株式:MSCコクサイインデックス(円ベース、配当込み)、外国債 券(為替ヘッジあり):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)、外国債券(為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス(除 く日本、円ベース)、外国不動産投信:S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み・円ベース)、新興国株式:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換 算ベース、配当込み)、新興国債券:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)

【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®、JPモルガンデータ、Bloombergデータを使用して第一フロンティア生命が計算。 Copyright ©2009 lbbotson Associates.Inc. MSCI コクサイインデックスおよびMSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデッ クスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しております。

分散投資の効果 ~パフォーマンスの良い資産は毎年入れ替わります~

8種類の資産に投資することにより、分散投資の効果を高めた運用を行います。

参考2 8資産の収益率順位

下記の表は、各資産ごとの年間収益率(各年1月~12月末)を計算し、8資産中での順位を表したものです。

		1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
	第1位	国内株式	外国不動産投信	外国不動産投信	外国債券 (為替ヘッジなし)	新興国株式	外国不動産投信	新興国株式	外国不動産投信	新興国株式	外国債券 (為替ヘッジあり)
8	第2位	新興国株式	新興国債券	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国不動産投信	新興国株式	国内株式	新興国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内債券
資産	第3位	新興国債券	外国債券 (為替ヘッジなし)	新興国債券	新興国債券	国内株式	国内株式	外国不動産投信	外国株式	外国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)
中の	第4位	外国株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	新興国株式	国内債券	外国株式	外国株式	新興国債券	新興国債券	国内債券	新興国債券
収益率	第5位	国内債券	国内債券	国内債券	外国不動産投信	新興国債券	新興国債券	外国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	新興国債券	国内株式
順	第6位	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	新興国株式	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国株式
位	第7位	外国不動産投信	新興国株式	外国株式	国内株式	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジあり)	国内債券	国内株式	外国不動産投信
	第8位	外国債券 (為替ヘッジなし)	国内株式	国内株式	外国株式	国内債券	国内債券	国内債券	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国不動産投信	新興国株式

*各参考指数に基づき第一フロンティア生命で計算

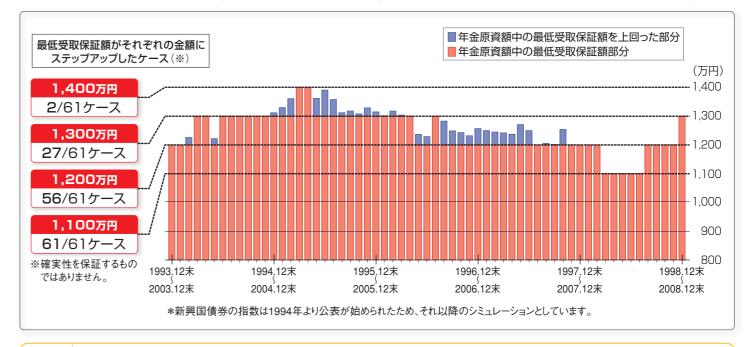
最低受取保証額のステップアップ

最低受取保証額は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%からスタートし、運用実績によっては、基本保険金 額の110%以上の10%ごとに何度でもステップアップする可能性があります。

運用期間10年での資産運用結果のシミュレーション

(保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前)

下記のグラフは、分散投資の例として、保険料1,000万円を特別勘定と同一の資産別の基本配分割合により、1993年12月から1998年 12月までの各月末に運用開始し、毎月末に基本配分割合に戻した前提で、それぞれ10年間運用したと仮定した場合を第一フロンティア 生命でシミュレーションしたものです。(ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものとしてシミュレーションしています。)



ご注意 ください

参考1および参考3は過去においてポートフォリオの各資産が参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し 検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではなく、また将来の運用成果を示唆ある いは保証するものではありません。

ノレミアクルーズノレミアステップ

運用期間満了時のお受取り

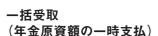
運用成果としての年金原資は、さまざまな受取方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金種類・年金受取期間は、年金支払開始日前であれば変更することができます。(お受取方法については年金支払開始日の1か月前までにご案内します。)



この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額または年金原資保証金額のいずれか大きい額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

年金受取※1 一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年~7年 確定年金※2 (1年きざみ)、10年~40年(5年きざみ)から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金 現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続し て受け取ることもできます。 死亡時保証金額付終身年金※3 被保険者が生存している限り、一生涯にわた 被保険者が死亡された場合の って年金をお受け取りいただけます。 -時金としての受取額(死亡時 年金原資額 保証金額) 死亡時保証期間(年金支払開始日から年金受取 総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の =年金原資額 - 年金受取総額 前日までの期間)中に被保険者が死亡された場合、 死亡時保証金額(年金原資額 - 年金受取総額) をお支払いします。したがって年金を継続してお支払 いするお取扱いはありません。 一毎回の年金額 被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。 10年保証期間付終身年金※4 保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支 払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取る 保証期間10年 こともできます。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。

一括受取

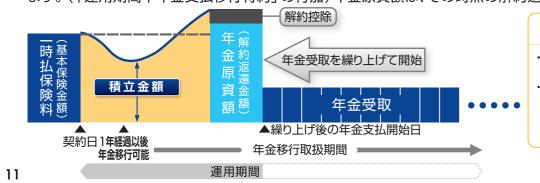


まとまった資金をお受け取りになれます。

- *年金受取開始時に選択されている年金種類が確定年金の場合に取り扱います。
- *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
- ※1.年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、年金受取にかえて、年金原資額を契約者にお支払いします。
- ※2.確定年金の場合、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払) ※3.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け
- ※3.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け 取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の 一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には、この契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。
- ※4.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。 (未払年金の一括払)この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、10年保証期間経過後に被保 険者が死亡された場合にはこの契約は消滅します。

| 運用期間中の年金移行のお取扱い (運用期間中年金支払移行特約)

契約日から1年経過以後であれば、ご契約者からのお申出により、いつでも年金受取を繰り上げて開始することができます。(「運用期間中年金支払移行特約」の付加)年金原資額は、その時点の解約返還金額となります。



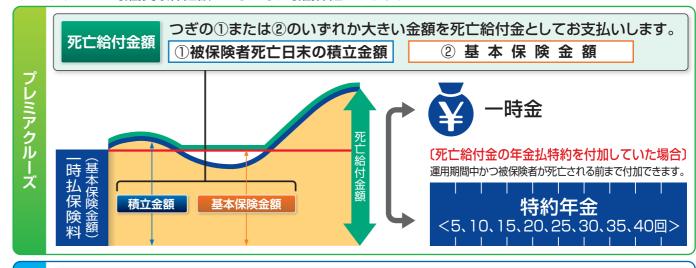
⚠ ご注意ください

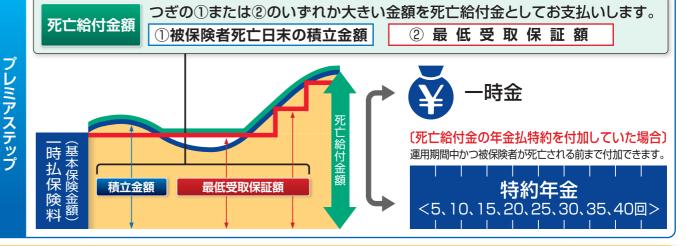
- ・年金支払開始日における年金額が30万 円に満たない場合は、お取り扱いしません。
- ・「運用期間中年金支払移行特約」により 年金移行する場合の年金原資額は解約 返還金額となりますので、一時払保険料 相当額を下回る場合があります。

万一の場合のお取扱い(死亡保障のしくみ)

運用期間中

運用期間中に被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらずプレミアクルーズでは基本保険金額が、プレミアステップでは最低受取保証額が、それぞれ最低保証されます。





<死亡給付金の年金払特約のお取扱い>

死亡給付金の年金払特約を付加した場合、その受取人が死亡給付金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけます。特約年金の支払回数は、5、10、15、20、25、30、35、40回の中から選択いただきます。支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の支払回数は変更可能です。

- *この特約は、運用期間中かつ被保険者が死亡される前まで付加できます。支払事由発生後には付加できません。
- *受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
- *特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は一時金でお支払いします。
- *特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡給付金額をもとに、死亡給付金の支払事由が発生した 時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。
- *特約年金でのお受取りをご選択いただく場合、年金支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。



責任開始期から3年以内の自殺※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。

年金受取開始後

- ■年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。 (後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)
- ■被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。※
- ①残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の未払年金現価の一括受取
- ②残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の年金の継続受取
- ※死亡時保証金額付終身年金には、このお取扱いはありません。死亡時保証期間中に被保険者が死亡された場合には、死亡時保証金額(年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額)を年金受取人にお支払いします。

14

運用期間10年超の場合の年金原資額の保証のしくみ

プレミアクルーズ

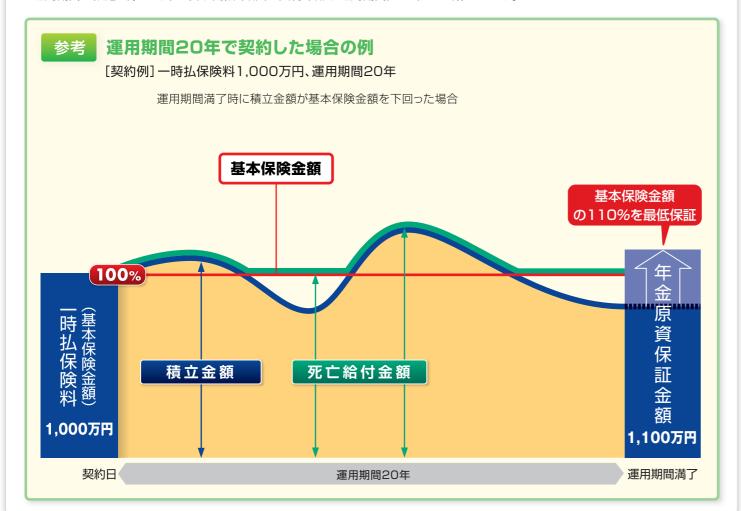
契約時に定めた運用期間が10年を超える場合、年金原資保証金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)に、運用 期間に応じて101%~110%を乗じた金額になります。運用期間満了時の年金原資額は、積立金額と年金原資保証 金額のいずれか大きい金額となります。



運用期間に応じた下記の率

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	101%	102%	103%	104%	105%	106%	107%	108%	109%	110%

*運用期間の指定に際して、年金受取開始年齢(=契約年齢+運用期間)の上限は90歳となります。



プレミアステップ 契約時に定めた運用期間が10年を超える場合、年金原資保証金額は、最低受取保証額に、運用期間に応じて基本 保険金額(一時払保険料相当額)の1%~10%を加えた金額になります。運用期間満了時の年金原資額は、積立 金額と年金原資保証金額のいずれか大きい金額となります。 運用期間に応じた 基本保険金額 年金原資保証金額 最低受取保証額 (一時払保険料相当額) 下記の率 運用期間 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 1% 2% 3% 4% 5% 7% 8% 9% 10% 6% *運用期間の指定に際して、年金受取開始年齢(=契約年齢+運用期間)の上限は90歳となります。 運用期間20年で契約した場合の例 参考 [契約例]一時払保険料1,000万円、運用期間20年 運用期間中に最低受取保証額が1.300万円までステップアップした後、 運用期間満了時に積立金額が最低受取保証額を下回った場合 基本保険金額 の10%を加算 最低受取保証額 ステップアップ 保証率 基本保険金額×ステップアップ保証率 140%

死亡給付金額

運用期間20年

110%

積立金額

130%

120%

шфии

金

原

資

保

証

金

額

1.400万円

運用期間満了



運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額は基本保険金額(プレミアクルーズ)または最低受取保証額(プレミアステップ)を超える 金額が最低保証されますが、死亡給付金の最低保証額は、基本保険金額(プレミアクルーズ)または最低受取保証額(プレミアステップ)となります。 そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額(年金原資の最低保証額)を下回ることがあります。

130%

120%

110%

一時払保険料(基本保険金額)

1,000万円

契約日

100%

また、運用期間中に解約・滅額した場合の解約返還金額、および運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合の年金原資とな る解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(運用期間が10年を超える契約の場合においても、 年金原資が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。)

お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は 「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に別途 「解約控除」がかかります。

ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

運用期間中

■ すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	商品	費用	時 期
保険契約関係費	プレミア	特別勘定の資産総額に対して	左記の年率の1/365を積立金から
死亡給付金·年金原資の最低保証や	クルーズ	年率 <mark>1.95%</mark>	
ご契約の締結・維持などに	プレミア	特別勘定の資産総額に対して	毎日控除します。
必要な費用です。	ステップ	年率 <mark>2.73%</mark>	
資産運用関係費 ※	プレミア	信託報酬は、投資信託の資産総額に応じて	左記の年率の1/365を投資信託の
運用にかかわる費用として、	クルーズ	年率 <mark>0.2625% (税抜0.25%</mark>)を上限	
投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	プレミア ステップ	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率0.2625% (税抜0.25%)	信託財産から毎日控除します。

[※]上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買 委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2009年2月現在の数値であり、運用 会社により今後変更される場合があります。

■ 特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時 期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に 解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額(注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時の積立金から 控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

*解約返還金額(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様)は、つぎのとおり計算されます。

解約返還金額 = 解約日末の積立金額 - 解約日末の基本保険金額 × 解約控除率

年金受取期間中

項目	費用	時 期
保険契約関係費 [※] (年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して1.0%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

[※]年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、 費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2009年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始 時点の保険契約関係費(年金管理費)は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加し た場合の特約年金についても同様の取り扱いとなります。

ご注意ください ご注意いただきたい重要なお知らせ

この商品は クーリング・オフ制度 の対象です	お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便によるお申出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。(募集代理店では受付できません。)
保障の責任開始期 について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。
死亡給付金などをお支払い できない場合があります	責任開始期から3年以内の自殺※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。
一時払保険料の特別勘定 による運用の開始時期 について	責任が開始される日(一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。
契約日について	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。

主な投資リスクについて

	株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落 した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	
金利変動リスク 金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利変動リスク 特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。		金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、 特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	
	為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円 下落 (円高) した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	
	信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	
	不動産投資信託 の価格変動リスク	景気、経済、社会情勢などの変化や、火災や自然災害などに伴う損害などにより、投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入が減少するリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	
	新興国への 投資リスク プレミアステップ	新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があり、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高などの悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などにより証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	

「外国不動産投信、新興国株式および新興国債券への投資について」

外国不動産投資信託	日本を除く世界各国の証券取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S&P先進国REITインデックス (除く日本、配当込み・円換算ベース) に連動する投資成果を目指して運用を行います。この指標の投資対象となるのは、米国、オーストラリア、英国、フランスなど12か国の不動産投資信託となっています。 (2008年12月末現在。投資対象国は今後変動する可能性があります。)				
新興国株式プレミアステップ	新興国の株式のパフォーマンスを表す指標であるMSCIエマージング・マーケット・インデックス (円換算ベース、配当込み)の動きを概ね捉えることを目指した運用を行います。この指標の投資対象はBRICs (ブラジル、ロシア、インド、中国)諸国株式のほか、韓国、台湾、南アフリカなど23か国の株式となっています。 (2008年12月末現在。投資対象国は今後変動する可能性があります。)				
新興国債券	新興国の米ドル建債券のパフォーマンスを表す指標であるJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス (円換算ベース) の動きを概ね捉えることを目指した運用を行います。この指標の投資対象は、S&PもしくはMoody'sの外国通貨建長期格付けがBBB+もしくはBaa1以下となる、ブラジル、ロシア、メキシコ、トルコなど15か国の国債 (米ドル建)となっています。ただし、当ファンドでは、一定の信用リスクを排除してファンドの安定性を高めるため、外国通貨建長期格付けがBB-もしくはBa3以上となる10か国の国債を投資対象とします。(2008年12月末現在。投資対象国は今後変動する可能性があります。)				

プレミアクルーズプレミアステップ

18

ご契約に際して

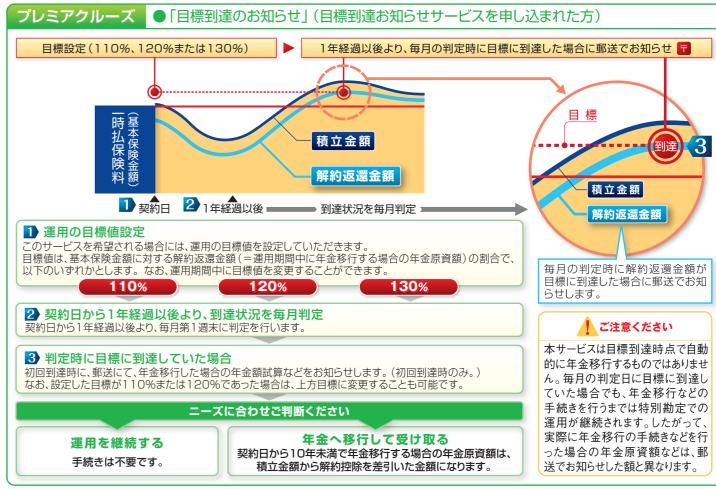
主なお取扱いについて

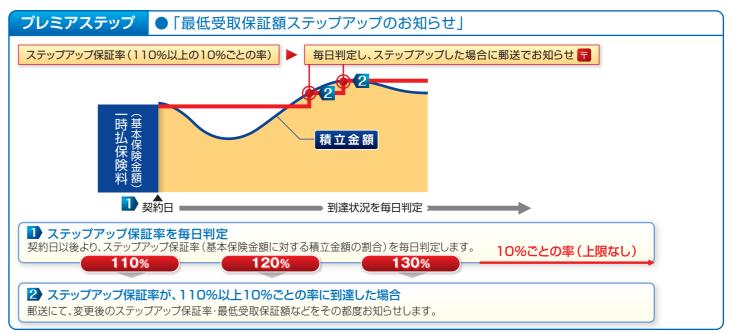
基本保険金額(一時払保険料)			200万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間			10年~20年から選択(年金受取開始年齢(=契約年齢+運用期間)の上限は90歳となります。)
契約年齢			O歳~80歳(ご契約日における被保険者の満年齢)
年金受取開始年齢			10歳~90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。 (年金受取開始年齢十年金受取期間≦105歳)
ガルロー一回り	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		50歳~90歳
年金受取人			保険契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人			被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
後継年金受取人			被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
年金種類の変更			年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証 期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。
年金受取期間の変更年金支払開始日の変更			年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。(確定年金のみ)
			取り扱いません。 *「運用期間中年金支払移行特約」の付加により1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
	保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
	解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
		増額	取り扱いません。
基本保険	金額の変更	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 プレミアクルーズ 減額後の年金原資保証金額は、減額後の基本保険金額に運用期間に応じた率を乗じた金額となります。 プレミアステップ 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額と
			なります。

アフターサービスについて 郵送にてお知らせします

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- ●「ご契約状況のお知らせ」(年4回)*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。
- ●「決算のお知らせ」(年1回)*毎年7月下旬にご郵送します。
- 運用実績に応じたお知らせ





⚠ ご注意ください	「目標到達のお知らせ」と「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」は、以下の点でお取扱いが異なります。			
	プレミアクルーズ「目標到達のお知らせ」	プレミアステップ「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」		
お知らせの対象	サービスを申し込まれた方	すべてのご契約者		
目標値の判定	基本保険金額に対する解約返還金額の割合で判定	基本保険金額に対する積立金額の割合で判定		
目標到達の判定時期	契約日から1年経過以後より毎月判定	契約日以後より毎日判定		